

定期報告制度のご案内

1. 定期報告制度とは

不特定の人や多数の人が利用する**特定建築物**はいったん火災などの災害が起こると大惨事になるおそれがあります。

このような災害を未然に防止するため**特定建築物**、**昇降機及び特定建築設備**は定期的に専門技術者に点検してもらう必要があります。

そこで、建築基準法では、所有者又は管理者が専門の技術者に定期的に調査・検査をさせて、その結果を特定行政庁(八千代市)に報告するように定めています。

これが「**定期報告制度**」です。この制度の目的は建築技術上、専門的に調査し、報告することを義務づけ、建築物の安全性の確保と適正な維持保全を図り、事故の発生を未然に防止することを目的とします。

所有者または管理者にとってこのことは、社会的に課せられた義務であるといえます。

2. 報告義務者について

報告義務者は、その建築物の**所有者または管理者**です。

管理者とは、建築物の所有者から、その建築物について維持管理上の権限を委任されている者です。

通常管理人、支配人、その他の管理者とみなされやすい名称で呼ばれている者であっても、上記定義にあてはまらない場合、管理者ではありません。

3. 専門の技術者について

定期調査・検査業務を行うには、下記の「○」印のついたいずれかの資格が必要となります。

	特定建築物 の調査	特定建築設備 の検査	防火設備 の検査	昇降機・遊戯 施設の検査
1級建築士	○	○	○	○
2級建築士	○	○	○	○
建築物調査員資格者証の 交付を受けている者	○	×	×	×
建築設備等検査員資格者 証の交付を受けている者	×	○	×	×
防火設備検査員資格者証 の交付を受けている者	×	×	○	×
昇降機等検査資格者証の 交付を受けている者	×	×	×	○

4. 特定行政庁とは

「特定行政庁」とは、建築基準法に基づく許可や認可等を行う権限を持つ行政庁のことです。

5. 報告の対象となる特定建築物及び特定建築設備等の規模

定期報告対象特定建築物一覧表

	用途	建築物の規模 ※1	報告時期
1	劇場, 映画館又は演芸場 (政令第16条第1項1号又は2号)	ア. 3階以上の階を当該用途に供し, かつ当該用途の床面積の合計が100㎡を超える建築物 イ. 地階(※2)を当該用途に供し, かつ当該用途の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ウ. 当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が200㎡以上の建築物 エ. 当該用途に供する建築物で, 主階が1階にないもの	<p>【建築物】 令和4年から2年ごと 5月1日から末日までの間</p> <p>【建築設備】 令和3年から毎年 5月1日から末日までの間</p> <p>【防火設備(※4)】 令和3年から毎年 5月1日から末日までの間</p>
2	観覧場(屋外観覧場を除く。), 公会堂又は集会場 (政令第16条第1項1号)	ア. 3階以上の階を当該用途に供し, かつ当該用途の床面積の合計が100㎡を超える建築物 イ. 地階(※2)を当該用途に供し, かつ当該用途の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ウ. 当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が200㎡以上の建築物	
3	病院, 診療所(患者の収容施設がある診療所に限る。)又は, 高齢者, 障害者等の就寝の用に供する用途(※3) (政令第16条第1項3号)	ア. 3階以上の階を当該用途に供し, かつ当該用途の床面積の合計が100㎡を超える建築物 イ. 地階(※2)を当該用途に供し, かつ当該用途の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ウ. 当該用途に供する2階の部分(病院, 診療所にあつては, その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300㎡以上の建築物	
	政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等(上記以外) (政令第16条第1項3号)		
4	旅館又はホテル (政令第16条第1項3号)	ア. 3階以上の階を当該用途に供し, かつ当該用途の床面積の合計が100㎡を超える建築物 イ. 地階(※2)を当該用途に供し, かつ当該用途の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ウ. 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物	

5	学校又は学校に附属する体育館 (政令第16条第1項4号)	ア. 3階以上の階を当該用途に供し、かつ当該用途の床面積の合計が100㎡を超える建築物 イ. 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物	【建築物】 令和2年から3年ごと 8月1日から末日までの間
6	体育館(学校に附属する体育館を除く。)博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 (政令第16条第1項4号)	ア. 3階以上の階を当該用途に供し、かつ当該用途の床面積の合計が100㎡を超える建築物 イ. 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物	【建築設備】 令和2年から毎年 8月1日から末日までの間 【防火設備】 令和2年から毎年 8月1日から末日までの間
7	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 (政令第16条第1項3号)	ア. 3階以上の階を当該用途に供し、かつ当該用途の床面積の合計が100㎡を超える建築物 イ. 地階(※2)を当該用途に供し、かつ当該用途の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ウ. 当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 エ. 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物	【建築物】 令和3年から2年ごと 10月1日から末日までの間 【建築設備】 令和2年から毎年 10月1日から末日までの間 【防火設備】 令和2年から毎年 10月1日から末日までの間

※1 避難階のみを当該用途に供するものを除く。

※2 地階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物については、階数3以上の建築物の場合に限る。

※3 平成28年1月21日 国土交通省告示第240号第1第2項各号に掲げるサービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、就寝用途の児童福祉施設等

※4 定期調査対象外であっても、病院、診療所又は高齢者、障害者等就寝用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物に設けた防火設備は定期検査報告書の対象。

(報告時期、一部の用途及び床面積が100㎡を超え200㎡以下の部分については、八千代市建築基準法施行細則により指定)

定期報告対象特定建築設備等(昇降機等以外)一覧表
(定期報告対象建築物に設けたものに限る。)

	建築設備の種類	対象となる建築設備	報告時期
1	排煙設備	法第35条の規定により設けた排煙設備(排煙機を設けた排煙設備に限る。) (細則第14条第1項第2号ア)(※5)	毎年1回 (報告月は特定建築物と同じ)
2	非常用の照明設備	法第35条の規定により設けた非常用の照明設備(予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。) (細則第14条第1項第2号イ)(※5)	

定期報告対象特定建築設備等(昇降機等)一覧表

	昇降機等の種類	対象となる昇降機等	報告時期
1	昇降機 (建築物に設けるもの)	エレベーター(労働安全衛生法施行令第12条第1条第6号に規定するエレベーターを除く。) (政令第16条第3項1号) エスカレーター (政令第16条第3項1号) 小荷物専用昇降機(フロアタイプ) (政令第16条第3項1号) 小荷物専用昇降機(テーブルタイプ) (細則第14条第1項1号)(※5)	毎年1回 (最初の定期報告を行った日の属する月に 相当する月)
2	昇降機 (観光のためのもの)	乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。) (政令第138条の3(政令第138条第2項第1号))	毎年1回 (3月1日から 末日までの間)
3	遊戯施設 (高架のもの)	ウォーターシュート, コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 (政令第138条の3(政令第138条第2項第2号))	イ. 特定の季節に限り使用するものは, 毎年使用を開始する日の属する月の前月1日から 末日までの間
4	遊戯施設 (原動機を使用して回転運動するもの)	メリーゴーランド, 観覧車, オクトパス, 飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (政令第138条の3(政令第138条第2項第3号))	ロ. イ以外のものは, 報告を最初に行った日の属する月の1日から末日までの間

※5 八千代市建築基準法施行細則により指定。

定期報告対象特定建築設備等(防火設備)一覧表

	防火設備(※6)	報告時期
1	定期報告対象建築物に設けた防火設備 (政令第16条第3項第2号又は細則第14条第1項第3号)	毎年1回 (定期報告対象建築物の報告時期)
2	病院, 診療所又は高齢者, 障害者等の就寝の用(※7)に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物(定期報告対象建築物を除く。)に設けた防火設備 (政令第16条第3項第2号)	令和3年から毎年1回 (5月1日から末日までの間)

※6 随時閉鎖又は作動できるもの(防火ダンパーを除く。)に限る。

※7 平成28年1月21日 国土交通省告示第240号第1第2項各号に掲げるサービス付高齢者向け住宅, 認知症高齢者グループホーム, 障害者グループホーム, 就寝用途の児童福祉施設等

6. 定期報告の提出書類

	様式名	提出の要否	提出部数
特定建築物	定期調査報告書 (省令第36号の2様式)	提出	正1 副1
	定期調査報告概要書 (省令第36号の3様式)	提出	1
	調査結果表, 配置図及び平面図(指摘箇所・ 撮影位置を明記) (平成20年3月10日国土交通省告示 第282号)	提出	正1 副1
	要是正とされた部分を撮影した 写真	指摘があった場 合提出	
昇降機を除く 特定建築設備等	定期検査報告書(建築設備(昇 降機を除く。)) (省令第36号の6様式)	提出	正1 副1
	定期検査報告概要書 (省令第36号の7様式)	提出	1
	検査結果表 (平成20年3月10日国土交通省告示 第285号)	提出	正1 副1
	要是正とされた部分を撮影した 写真	指摘があった場 合提出	
昇降機, 遊戯施設	定期検査報告書(昇降機等) (省令第36号の4様式)	提出	正1 副1
	定期検査報告概要書(昇降機 等) (省令第36号の5様式)	提出 ※8	1
	検査結果表 (平成20年3月10日国土交通省告示 第283号)	提出	正1 副1

防火設備	定期検査報告書(防火設備) (省令第36号の8様式)	提出	正1 副1
	定期検査報告概要書 (省令第36号の9様式)	提出	1
	検査結果表, 平面図(防火設備設置位置・指 摘箇所・撮影位置を明記) (平成28年5月2日国土交通省告示第 723号)	提出	正1 副1
	要是正とされた部分を撮影した 写真	指摘があった場 合提出	
定期報告に該当しない旨の届出書	定期報告対象建築物に該当しな い場合に提出		
定期報告対象建築物等調査	確認申請時等に提出		

※8 千葉県昇降機等検査協議会にお問い合わせください。

7. 提出方法について

1 特定建築物及び特定建築設備等(昇降機, 遊戯施設を除く)

・八千代市建築指導課へ持参又は郵便で提出してください。なお, 返却を郵送で希望される方は, 返信用封筒(切手貼付)を同封又は持参してください。

(1) 報告書の提出部数は**2部**です。(正本1部, 副本1部)

(2) 報告概要書の提出は**1部**です。

(3) 副本は受付印を押印したものを返却します。

(4) 定期報告に該当しない旨の届出書を提出する場合, 提出部数は**1部**です。

留意事項

・郵送途中での紛失等については, 一切責任を負えませんので, ご了承ください。

・郵便にて提出いただいた際も, 修正をお願いする場合があります。

2 昇降機, 遊戯施設

・(一社)千葉県昇降機等検査協議会へお問い合わせください。

(連絡先)

〒260-0028

千葉県千葉市中央区新町1-17 (JPR 千葉ビル5F)

TEL 043-239-5372

8. 定期報告の案内通知について

現在、八千代市では定期報告制度の周知を図り、報告を提出していただけるよう、原則として、特定建築物の報告の年の報告期間前に対象建築物所有者等に案内を通知しています。(特定建築設備等(昇降機等を除く。)のみの報告の年は、案内を通知していませんが、特定建築設備等は毎年報告が必要です。)

なお、対象建築物の把握について、その正確性に努めているところですが、案内を受けた建築物が「対象建築物ではない」あるいは、「所有者が変わった」等の場合は、「定期報告に該当しない旨の届出書」を提出してください。

9. 定期報告の提出先

八千代市役所 都市整備部 建築指導課
〒276-8501
千葉県八千代市大和田新田312-5
TEL 047-421-6774 (直通)
047-483-1151 (代表)